

令和4年 第18回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：令和4年9月28日（水）午後1時30分

場 所：教育委員会室

教育長	蓮沼千秋
教育長職務代理者	井戸道代
委員	平井俊一
委員	天野安喜子
委員	庭野正和

事務局	教育推進課長	飯田常雄
	学務課長	大關一彦
	教育指導課長兼教育研究所長	
		佐藤嘉弘
	学校施設課長	八木邦夫
	統括指導主事	百々和世
	統括指導主事	千葉一知

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	杉浦佳之
	同 主査	志村一彦

蓮沼教育長	開会時刻 午後１時３０分 ただいまから、令和４年第１８回教育委員会定例会を開催します。 本日は１名の方から傍聴の申し出がありますが、許可してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
蓮沼教育長	それでは、傍聴人の方の入室を許可します。 日程第１、署名委員を決定します。井戸委員と平井委員にお願いします。 続いて、日程第２、議案の審議にまいります。 はじめに、陳情第１号を審議いたします。初めて付議されるものですので、事務局より陳情文の朗読をお願いいたします。
飯田教育推進課 長	それでは、陳情文を朗読させていただきます。お手元の資料をご覧ください。 令和４年９月２０日、江戸川区教育委員会教育長、蓮沼千秋殿。都立高校入試へのスピーキングテスト導入の延期および再検討に関する陳情。陳情要旨、東京都教育委員会は民間事業者と協定を結び、令和５年度都立高校入試においてスピーキングテストの導入を計画しています。しかしながら、導入に関しては以下のようにさまざまな懸念が指摘されています。 １．東京都中学校英語スピーキングテスト事業（以下、ＥＳＡＴ－Ｊ）は、生徒・保護者・学校・都民に十分に周知されておらず、進路に関わる入試制度の変更に不安感、焦燥感をあおることになると危惧されてきました。実際に、Ｗｅｂ登録にあたり、生徒・保護者は個人情報をも民間企業に提出させられることへの不安を抱き、不登校生徒は受験・不受験を決断することを迫られ、困惑するなど、中学校現場では混乱が起きています。 ２．ＥＳＡＴ－Ｊは２０点満点で総合点に組み入れられますが、これは調査書における１教科分（約２３点満点）の換算点とほぼ同じであり、英語の内申点と合わせると約４３点となり、国・社・数・理の調査諸点の２倍にあたります。入試選抜における教科配点として非常にバランスが悪く、中学校の学習指導への影響が出るのが予想されます。 ３．不受験者には、見込み点が与えられ、その算出には同じ学力検査得点の前後概ね１０人の生徒のＥＳＡＴ－Ｊの平均値が使われます。この方法には専門家からも疑義がでています。一点を争う入試には見込み点は適当では

ありません。

4. E S A T－Jの問題内容は、ベネッセによるG T E C C o r eと酷似しています。指示文、問題構成、問題数、解答時間までほぼ同じであり、受験経験の有無が、有利不利を生みます。このG T E C C o r eを自治体として実施する区市町村は約2割で、江戸川区では実施していません。最初から不公平な状態で出発している点は看過できません。

5. E S A T－Jの結果返却は1月中旬ですが、最大20点の幅がある結果が返却されれば、志望校の変更を考える生徒・保護者も出て、混乱を招くことが予想されます。中学3年担当教員の入試実務はさらに過酷を極めることになります。この混乱は、生徒・保護者の、学校ひいては東京都政への信頼を失わせることに繋がる懸念されます。

6. E S A T－Jは、タブレットに向かって一方的に話す形態をとりますが、本来のコミュニケーションのあり方とはかけはなれています。入試合格へのモチベーションは上がっても、英語学習へのモチベーションにはつながりません。さらに、定型的なやりとりを暗記しても実際には英語を使えるようにはならないと専門家も指摘しています。テストに対応しようとすれば、本来の豊かな英語学習の時間が削られることが懸念されます。

7. E S A T－Jは東京都のグローバル人材育成の方針にのっとっていると言われていますが、中学校で育成すべきなのは、一部のグローバル人材の育成ではなく、すべての生徒がグローバルでローカルな視点を持つ市民ではないでしょうか。「話す力」の育成は、総合的な基礎力の上に成立するものであり、早急に育成されるものではありません。それを中学3年の11月末に一定程度、完成させるというスケジュールには無理があります。

8. 現在、中学校の英語授業は、高度化した教科書を従来の授業時数で学び、40人の学級定員で、教師の持ち時間も20時間近い中で行われています。コロナ禍も続く中、入試に活用されるアチーブメントテストの導入は、生徒・教師に新たな負担を強いるものになっています。入試で授業を変えることを強いるのではなく、英語教師の裁量と工夫を強いる活かし、英語力と異文化コミュニケーションの力を向上させる施策への変更を現場の教師は望んでいます。

以上、8点の理由により、E S A T－Jの入試への導入の延期および再検討を求めます。

つきましては、区教育委員会において、本スピーキングテストの入試への導入の延期および再検討を東京都教育委員会に求めるよう、陳情いたします。

教 育 長	ありがとうございました。本陳情に関する資料要求などありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。
庭 野 委 員	審査に入るときに、手元に私どもとして検討したい資料をお願いしたいと思います。まず、1点は、東京都教育委員会が行うこのスピーキングテストの要項です。それから、この陳情文に専門家という表記がありますけれども、ここには疑義が出ていますとか、専門家もネガティブな指摘をしていますということなんですけれども、専門家と言われる方々の両方のご意見があるものがあれば、ぜひ資料としていただきたいというふうに思います。それから、3点目ですけれども、現在、江戸川区の中学校の先生方というか、学校がどういうふうな考え方をしているのかというような、現状の把握ができる資料があれば、ご提出をいただければなと思います。
教 育 長	以上、3点、事務局、よろしいでしょうか。 ほかの委員さん、いかがですか。
平 井 委 員	今、庭野委員がおっしゃったような資料に加えまして、私が見たいと思うのは、ホームページ等に掲載していないような質疑応答資料などがあればお願いしたいのと、生徒たち、保護者たちがどういうことを懸念しているのかわかるような資料があればお願いしたいと思います。
教 育 長	ほかの委員さんよろしいですか。 それでは、事務局は次回の教育委員会までに資料の準備をお願いしたいと思います。 それでは、本陳情の審議は、次回に継続ということでよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、陳情第1号は継続といたします。 次に、第33号議案、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	それでは、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規

教 育 長 教 育 長	則の新旧対照表をご用意いただきたいと思います。 資料の説明に入る前に、今回の概要を簡単に口頭でご説明させていただきます。今回の改正につきましては、8月23日の第16回教育委員会定例会におきまして、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をご審議いただきまして、産後パパ育休など、国の制度の改正に伴うものを一度議論させていただきました。今回は、その関連する部分として、同じく育児介護休業法の改正に伴う制度改正ということでございます。 今回、改正される内容といたしましては、育児参加休暇にかかわる点でございます。育児参加休暇という休暇につきましては、職員が配偶者または当該職員と同性パートナーの関係にあるものの産前産後の期間中に出産する子、または上の子どもの養育を行うことで配偶者等が負担感を減らすことができる、また、育児参加のきっかけとすることができる、そのための休暇制度でございます。具体的には、配偶者の出産の日の翌日から8週間までの期間の間に最大5日間取得できるという休暇でございます。今回の改正は、この出産の翌日から8週間という期間を1年に延長するというものが今回の改正の内容でございます。 それでは、新旧対照表をご覧ください。 第23条の2、こちらが育児参加休暇でございます。第2項、赤字で記載されてございますが、右側の9のところは出産の日以後、8週間の記載がございますが、左側の新のところにいきますと、出産の日以後1年ということでございます。この育児参加休暇を取得できる期間を産後8週間から1年に変更する旨の改正でございます。 裏面をご覧くださいますと、付則でございますが、こちらは本改正とタイミングを合わせた改正といたしまして、この規則は令和4年10月1日から施行する、こういった旨で改正するものでございます。 資料の説明は以上でございます。 この件に関しまして、何か質問、意見等ございますでしょうか。 よろしいでしょうか。ほかになければ、第33号議案を請願のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第34号議案、「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部改
---------------------------	---

教育推進課長	正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。 それでは、続きまして、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の新旧対照表をご覧ください。こちら先ほどと同様、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴って行われる制度改正でございます。こちらの規則につきましては、期末手当に関する規則でございまして、いわゆる民間企業というボーナス部分の規則になっております。6月と12月、また期末手当につきましては、3月にそれぞれ支給されるものになります。 この期末手当につきましては、一定の日数以上欠勤がある職員につきましては、欠勤した日数に応じて支給額が減額されるというような制度になってございますが、産後パパ育休やその他の育休を1か月以下の期間でとった場合においては、ボーナスの期末手当の減額の対象としない、こういった旨で改正するところでございます。今回改正となりますのが、新旧対照表の第5条、こちらが欠勤日数等に応じて支給額を減算するということです。第5条の一番下のところでございますが、6号、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業等と書かれてございますが、こちらが育児休業として職員が取得した期間でございますが、この中にア、イとございます。イという部分が産後パパ育休を1か月以下取得した場合です。ロの部分がその他の育児休業を1か月以下取得した場合です。これはいずれも減額の対象としないというものでございます。最後の付則にありますように、制度改正に合わせまして、令和4年10月1日から変更するというものでございます。
教 育 長	この件に関しまして、ご質問、意見などございますか。 なければ、第34号議案は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 次に、第35号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	こちらが、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の新旧対照表でございます。こちらの改正の概要は、先ほどの期末手当と同様でございます。いわゆる民間企業というところのボーナスが公務員の場合には、期末手当、勤勉手当、この2つをあわせて12月、もしくは6月等に支給される形となって

教 育 長	ございます。いずれもいわゆるボーナスの支給に関するものでございまして、先ほどの期末手当の改正と同様、1か月以下の期間におきまして、産後パパ育休、もしくはその他の育休を取得した場合には減額の対象としないという旨の改正でございます。こちら一番後ろにございますように、制度改正にあわせ、令和4年10月1日から施行するというものでございます。 先ほどと同様の改正で、ご理解いただいているかなと思います。 よろしければ、第35号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
教 育 長	それでは、原案のとおり決定いたします。 続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。 「餅つき・工作体験教室の実施について」事務局から説明をお願いします。
佐藤教育研究所 長	お手元資料2枚ございます。1枚目が各小中学校長宛の実施についての依頼文書でございます。もう1枚は保護者に配るチラシとなっております。 こちら例年行っておりますけれども、餅つき・工作体験教室の目的はここに書いてございますけれども、餅つきや手作り工作など、多くの人と触れ合う交流活動を通して、より良い人間関係づくりや社会性の育成を目指す。そして、日本の文化伝統の素晴らしさを理解する。対象が学校サポート教室の通室者及び、学校長が推薦する小学校3年から中学校3年までの不登校傾向の児童・生徒でございます。募集人数25名程度で行ってございます。 実施日が12月3日（土）、場所が東葛西中学校・体育館等で行う予定でございます。教育長にもご参加いただく予定で、私どもも参加させていただきます。新型コロナの前は餅をみんなでついてその場で食べて、紙飛行機やビーズ工作等を行ったということなんですけれども、新型コロナの関係がございしますので、やはり会食に関しては取りやめにして、自宅に帰ってからという形でお土産の形で持ち帰る方法をとります。紙飛行機やビーズ等の工作もありますので、そこでコミュニケーションを図り、楽しい一時を過ごしましょうと、そのような会になっております。費用が1人300円とありますが、かかる実費というところで300円徴収ということでございます。 説明は以上でございます。

教 育 長	餅つき・工作体験教室について、質問、ご意見ございますでしょうか。 ここで食べられないの、残念だね。
教育研究所長	そうですね。本当はそこでつきたてのを、みんなについて食べておいしいというところで終わるんですけども、やはりコロナの関係もありますので、持ち帰りというところで。 実は、令和2年は中止しております。昨年再開したところで、いろいろ考えた末、このような持ち帰りの形にしたというところです。
平 井 委 員	その令和3年、また、令和元年以前の参加者数って、どれくらいだったんでしょうかという点と、これは実際に白でつくんですか。自動の機械を使うのですか。
教育研究所長	地域の方にも協力いただいて、大きな木の白でやっております。実績でございますけれども、平成16年から開始しておりますが、今、私の手元にある資料は平成24年からの分でございます。平成24年から会場はずっと東葛西小学校で行っております。平成24年は児童生徒17名、保護者9名、計26名、その翌年、平成25年は児童生徒15名、保護者7名の22名、大体そのぐらいなんですけれども、平成26年あたりから増えまして、平成26年が保護者、児童含めて28名、平成27年も保護者、児童生徒合わせて28名。その翌年、平成28年は保護者が多く、保護者と児童生徒、その兄弟で33名。平成29年は34名。平成30年は26名。そして、令和元年は児童生徒保護者で20名。令和2年は新型コロナウイルス感染症のため中止。昨年、令和3年度ですけれども、児童生徒14名、保護者6名の20名となっております。
平 井 委 員	ありがとうございます。私の住んでいるマンションでもコロナ以前は慣例でやっていたんですけれども、子どもたち、本当に楽しそうに餅つきをしますので、いい機会だと思いますので、よろしくお願いいたします。
天 野 委 員	私も平井委員と同じでいい行事だなと思っているんですけども、この対象者についてですが、学校長が推薦する小学校3年生から中学校3年生までの不登校傾向の児童というのは大体何人ぐらいというのは分かりますか。
教育研究所長	学校サポート教室で抽出している名簿がもとになっているということで、

	学校でも学校になかなか来られない不登校傾向の子にお配りするんですが、人数までは把握できていないです。
天 野 委 員	そういった子にも浸透してくれるような方法で行ってほしいと思います。
庭 野 委 員	今は各町会や自治会で餅つきをやっても、やっぱりその場で食べるということにはしていない状況であります。なので、持ち帰りというのは致し方ないかなというふうに思います。それから、この目的にあります人間関係づくりや社会性というところは、江戸川区の目指している人との関わりということのを重視しようというところにマッチしておりまして、特に不登校傾向の子どもたちということですので、そういった関わりを持つ機会を一つでも二つでもつくってあげることがとても大切なことだなと思います。まして、こういった餅つきという、イメージしても楽しいなという行事をして、少しでも学校へ行けそうかなとか、行きたいなという、そういう気持ちを起こさせることは大切だと思いますので、これまでの実績もここには25名程度とありますけれども、30人程度参加しているようですので、ぜひうまく進めていただければなと思います。
教 育 長	私も参加させていただいたことがありますが、実際にそこで仲間ができて学校に行きだしたという声も聞いたりしているので、制約はありますけれども、素晴らしい行事なので継続していければなというふうに思っています。 他になれば、ただいまの報告事項を了承いたします。 以上をもちまして、令和4年第18回教育委員会定例会を終了します。 閉会時刻 午後1時54分